

EV 充電器「修理サポートプラン Light」利用規約

第1条（総則）

1. この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は南海電設株式会社（以下、「当社」といいます。）が認めた設置済み EV 充電器 Pit-2G シリーズに対して、お客様（以下、「ユーザー」といいます。）へ提供する修理サポートサービス（以下、「本サービス」といいます。）に関する内容及び条件を定めるものです。
2. 当社は、本規約に基づきユーザーに本サービスを提供するものとします。
3. 当社は本サービスに関し、本規約のほか、利用にあたってのルール等、各種の定め（以下、「個別規定」といいます。）をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
4. 本規約の規定が前項の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

第2条（サービスの対象）

本サービスは、日本国内に設置され、本サービス申し込みの際にユーザーが指定するシリアル番号が付与された充電器（以下「充電器」といいます。）のみを対象とします。
また、本サービスの提供区域は日本国内に限定されるものとします。

第3条（サービスの契約）

1. 本サービスにおいては、ユーザーが本規約に同意の上、当社の定める方法によって契約を申し込みし、当社がこれを承認することにより契約が成立するものとします。
2. 本サービスの契約は、充電器が以下の条件に該当する場合のみ申し込みができます。
 - (1) 充電器は未使用品であること
 - (2) 当社もしくは他社が設置施工を行い、引き渡し日より起算して 60 日以内であること
3. 当社は、契約を希望するユーザーに以下の事由があると判断した場合、契約の申し込みを承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - (1) 契約の申し込みの際して虚偽の事項を届け出た場合
 - (2) 本規約に違反したことがある者からの申し込みである場合
 - (3) その他、当社が契約を相当でないと判断した場合

第4条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は契約成立日から効力が発生し、当社が定める解約手続きにより本サービスが解約されるまでの期間とします。
2. 本サービスの提供期間は契約成立日から 5 年間を限度とします。

第5条（サービスの内容）

1. 当社はユーザーの充電器に故障等（契約成立日までに発生した故障等を含みます。）の不具合が発生した際に、1年間につき1回に限り無償で充電器の設置されている現地へ出張し、調査および修理を行います。無償での調査および修理とは、作業者の作業費、現地までの出張旅費、修理に要した部品費を当社が負担することを指します。
2. 前項に関わらず、充電器の設置されている場所が離島（離島には沖縄本島を含み、北海道、本州、四国及び九州との間に橋梁等が存在する島は含みません）である場合は、係る出張旅費はユーザーが負担するものとします。
3. 第1項により充電器の部品を交換した場合、当該部品のメーカー保証期間は交換から6ヶ月間とします。
4. 本サービスにより出張し、調査した結果、充電器の故障が第6条に定める原因に起因するものであると判明した場合は本サービスの履行にかかった当社の費用はユーザーが負担するものとします。
5. 本サービスにて現地へ当社が出張し、充電器に不具合が確認できなかった場合、あるいはユーザーの責に帰する事由で充電器の調査、修理が行えなかった場合でも本サービスを利用したものとみなします。
6. 充電器出荷後の最初の1年間についてはメーカー保証と本サービスは併存するものとし、通常の手配による充電器の自然故障および当社の瑕疵による故障の修理に関してはメーカー保証により回数に制限なく無償で当社が行うものとします。メーカー保証の対象とならない、通常の手配での部品損耗による故障（充電ケーブルの断線など）については本サービスの対象とし、本条の第1項から第5項を適用するものとします。
7. メーカー保証については、本規約とは別に定める製品保証書に従うものとします。
8. 本サービスの履行において、設置されている場所及び対象充電器へのアクセス、及び特殊環境下での当社作業員の安全については、ユーザーが確保するものとします。
9. 当社は本サービス履行の全部または一部を第三者に委託する場合があります。この場合でも当該第三者は当社と同一の義務を負うものとします。

第6条（サービスを受けられない条件）

以下の条件に該当する場合、本サービスは適用されないものとします。

- (1) 充電器が正常に動くよう適切なメンテナンスがされていない場合
- (2) 充電器に改造、変更が行われている場合
- (3) 取扱説明書に記載された注意事項を守って使用されていない場合
- (4) 施工説明書に記載された注意事項を守って施工されていない場合
- (5) 通常の使用による経年劣化（さび、塗装はがれ等）、または充電器の機能に影響しない外観上の損傷
- (6) 誤用により充電器が故障又は損傷した場合

- (7) 事故や犯罪または第三者のいたずら等により充電器が故障又は損傷した場合
- (8) 火災、地震、落雷、台風、風水害、その他天災地変、公害、塩害、有害ガス、異常電圧などにより充電器が故障又は損傷した場合
- (9) お買い上げ後のユーザーによる輸送、移動時の落下等、ユーザーによる充電器の取り扱いが不適当なために充電器が故障又は損傷した場合
- (10) 接続している他の機器に起因して充電器が故障又は損傷した場合

第7条（利用料金および支払方法）

本サービスの利用料金は、充電器1台につき月額500円（税別）とし、ユーザーは当該金額を当社が指定する方法により支払うものとします。尚、いかなる場合においても当社は支払済みの利用料金を返金しないものとします。

第8条（サービスの対応時間）

本サービスの受付対応日時は365日（祝祭日を含む）の終日とし、ユーザーは本サービス利用の旨を以下の連絡先に連絡を行うものとします。

- (1) 電話番号：0120-664655（チャージコネクトサポートセンター）
- (2) メールアドレス：cc-support@ev-chargeconnect.com

第9条（解約）

- 1. ユーザーは、当社の定める解約手続により、本サービスの解約ができるものとします。
- 2. 解約手続きが完了した後の再契約はできないものとします。

第10条（通知または連絡）

ユーザーと当社との間の通知または連絡は、当社の定める方法によって行うものとします。当社は、ユーザーから、当社が別途定める方法に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時にユーザーへ到達したものとみなします。

第11条（権利義務の譲渡等）

ユーザーは、当社の定める方法によって事前の承諾を得ることで、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または貸与その他の方法で利用させることができます。

第12条（責任の範囲）

- 1. 本サービスにかかる当社の責に帰すべき事由による債務不履行又は瑕疵に起因してユーザーが損害を被った場合、ユーザーは当社に対し、当該債務不履行又は瑕疵のあった本サービスの月額の利用料金を上限として、当該損害の賠償を請求することができるものとします。
ただし、当社の責に帰すことが出来ない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、当社は、賠償責任を負わないものとします。
- 2. 本条の定めは、当社が負担する損害賠償の全てを定めたものであり、いかなる場合に

も、当社の責に帰すべからざる事由による損害、逸失利益、データ及びプログラムなどの無体物に生じた損害、及び第三者からの損害賠償請求に基づくユーザーの損害等については、損害賠償の一切の責を負わないものとします。

第 13 条 (免責事項)

本サービスに関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の各号によりユーザー等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力によりユーザーに損害が発生したとき。
- (2) 充電器の不適切な使用・誤用によりユーザーに損害が発生したとき。
- (3) 充電器の修正・改変が行われたことによりユーザーに損害が発生したとき。
- (4) その他当社の責に帰すべからざる事由によりユーザーに損害が発生したとき。

第 14 条 (利用規約の変更)

1. 当社は、当社が必要と判断した場合には、ユーザーに個別に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。その場合、当社は本規約の変更の効力発生日を定めるとともに、当該効力発生日の 1 か月以上前までに、当社のホームページに利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容並びにその効力発生時期を掲載します。
2. 前項に定める本規約の変更の効力発生日以降にユーザーが本サービスを利用した場合、本規約の変更に同意したものとみなします。

第 15 条 (個人情報の取扱い)

当社は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、当社ホームページに掲載する「プライバシーポリシー」(<https://www.nankai-densetsu.co.jp/privacy/>)に従い適切に取り扱うものとします。

第 16 条 (秘密保持)

1. ユーザー及び当社は、本サービスにより知り得た相手方の業務上又は技術上の秘密を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方の文書による事前の同意を得た場合は、この限りではありません。
2. 前項の規定は、本サービスの終了もしくは解約後 3 年間その効力を有します。

第 17 条 (管轄裁判所)

本サービスに関する一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

附則

制定 2023 年 3 月 15 日